

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 24 年 4 月 6 日

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市規則第 33 号

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和 47 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 59 条第 26 号を次のように改める。

(26) 削除

(2) 第 59 条第 26 号の 2 を削る。

(3) 別表 4 卸売業者市場使用料の項中「1,000 分の 4」を「1,000 分の 2.5」に改め、同表卸売業者売場使用料の項中「357 円」を「1,122 円」に改め、同表卸売業者荷さばき場使用料の項中「250 円」を「785 円」に改め、同表卸売業者低温売場使用料の項中「1,200 円」を「1,122 円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1,000 分の 4」を「1,000 分の 2.5」に改め、同表備考 2 中「卸売業者」を削る。

(4) 様式 26 を次のように改める。

様式 26 削除

(5) 様式 26 の 2 を削る。

附 則

この規則は、札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例（平成 24 年条例第 29 号）の施行の日から施行する。